

（産業・雇用）

6. 活力と魅力が実感できるまちづくり

6-1 商業の振興

- 6-1-1 商業機能の整備
- 6-1-2 経営基盤の強化
- 6-1-3 小売商業施設の適正な配置
- 6-1-4 中心市街地の活性化

6-2 工業の振興

- 6-2-1 企業誘致の推進
- 6-2-2 企業の育成と支援の充実
- 6-2-3 工業団地の維持管理と整備

6-3 農林業の振興

- 6-3-1 担い手の育成・確保と農業経営の安定化
- 6-3-2 農地の有効利用
- 6-3-3 地産地消・ブランド化の推進
- 6-3-4 農村環境と農業生産基盤の整備
- 6-3-5 林業の振興

6-4 観光の振興

- 6-4-1 観光資源の充実
- 6-4-2 観光資源の活用
- 6-4-3 関連団体との連携・強化
- 6-4-4 観光物産の振興

6-5 雇用環境・勤労者福祉の充実

- 6-5-1 雇用対策の推進
 - 6-5-2 就労環境の整備
 - 6-5-3 勤労者福祉の充実
-

施策の名称

6-1

商業の振興

現状と課題

本市の商業は、古くから小売業を主体に消費者の購買要望に応じてきましたが、消費者ニーズの多様化、車社会の進展や大規模小売店舗の郊外立地など、様々な問題を抱え、高齢化や後継者不足ともあいまって、厳しい環境におかれており、活力が低下しています。古くから、商業、行政等各種機能が集積し、様々な人が生活、活動、交流し、文化や伝統を育んできた「まちの顔」というべき場所である中心市街地においても、シャッターを下ろしたままの店舗が目立ち、休日でも買い物客が少ないなど、その魅力や求心力が低下し、中心市街地の空洞化が深刻化しています。

国ではいわゆる「まちづくり三法」を見直し、大型店の郊外への出店規制の強化や中心市街地への都市機能の集積により、コンパクトなまちづくりを図ろうとしています。また、県では「商業まちづくりの推進に関する条例」を制定し、小売商業施設の適正な配置を推進する方針を示しています。

これらを踏まえ、本市においても小売商業施設の適正な配置に取り組むとともに、商工会議所や各商工会をはじめとする関係機関との連携・協力のもと、各商店や中小企業者の経営意欲の高揚や経営基盤の強化、地域に密着したサービスの向上、歴史・文化・伝統などの地域特性を活かした商業の振興などにより、市民から親しまれる魅力ある商業環境の形成を図る必要があります。

また、本市の商業の中心となる中心市街地については、単なる日常の買い物をする場ではなく、地域の人々の交流を促進し、賑わいと活力を創出する拠点として再生することが求められていることから、地元住民、商店主、事業所、行政などが相互に密接な連携を図りながら活性化に取り組むとともに、高齢者等に対する買い物等の環境整備が今後の課題となります。

取組みの方向と目指す姿

地域に密着した商店の振興と地場産業の振興等により商業の活性化を図るとともに、市民の生活利便性の向上につながる魅力ある商業環境を形成し、活力と魅力が実感できるまちづくりを目指します。

また、融資制度の充実に努めるなど、各商店や中小企業者の経営の改善や安定化を支援します。

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 年間商品販売額	11,513,061万円 (平成16年度)	11,513,000万円	商業統計調査による市内の年間商品販売額（卸売・小売業に関する数値）

施策を実現する手段（基本事業の構成）

6-1-1 商業機能の整備

商業機能の整備を図るため、中心市街地の整備や空き店舗活用支援により賑わいの創出に努めるとともに、各種商工業組合の経営の改善や安定化の支援に努めます。

また、商店街が行う地域の特性を活かした商店街振興のためのイベントの開催や街路灯の整備など、自主的な事業の展開や商業関連施設の整備を支援します。

さらに、地域資源の活用を図るため、地場製品のブランド化に向けた支援に努めます。

（主な事務事業）

- 商工業振興対策事業（街路灯共同施設設置・維持管理事業）
- 商工業振興対策事業（商工業団体振興事業）
- 商工会議所・商工会との連携事業

6-1-2 経営基盤の強化

中小企業者の経営基盤の安定、強化を図るため、融資制度を継続して実施します。

また、経営の改善、合理化等を推進するため、商工会議所や商工会と協力して、経営指導、相談体制の充実を図ります。

（主な事務事業）

- 中小企業経営合理化資金融資事業
- 小企業無担保無保証人融資事業
- 商工会議所・商工会との連携事業

6-1-3 小売商業施設の適正な配置

コンパクトで生活しやすいまちづくりの実現のため、商業まちづくり基本構想を策定するとともに、基本構想に沿った小売商業施設の適正な配置を推進します。

（主な事務事業）

- 商工業振興対策事業（商業まちづくり基本構想策定事業）

※まちづくり三法……都市計画法、中心市街地の活性化に関する法律、大規模小売店舗立地法の総称

※商業まちづくりの推進に関する条例……複数の市町村に影響を与える大型店（店舗面積6,000㎡以上）の立地調整など、持続可能な歩いて暮らせるまちづくりの推進に必要な事項を定めた県の条例

6-1-4 中心市街地の活性化

中心市街地の賑わいを創出し、商店街の活力を向上させるため、中心市街地活性化基本計画を策定し、商店街等が主体となつて行う商業を活性化する取組みを支援します。

また、中心市街地の交流の核施設である中心市街地市民交流センター（マイタウン白河）の利活用を推進します。

（主な事務事業）

- 中心市街地商業活性化事業（中心市街地活性化基本計画策定事業）
- 中心市街地市民交流センター（マイタウン白河）管理運営事業

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割）

＜市民等の役割＞

- 地元商店主、地域住民、事業者などの関係者は、やる気を持って連携・協力し、地域の魅力向上に努めます。
- 商店街の活性化のため、イベントなどの各種事業に積極的に参画します。

＜市の役割＞

- 商業の振興のため、商工会議所・商店会などの関係団体と連携して、地域の特性を活かしたイベントなどの事業について企画・立案し、協働で推進します。
- 魅力ある商店の育成と活力ある商店街づくりに向けて、地元商店主、地域住民、事業者などの自主的な事業展開への取組みを支援します。



施策の名称

6-2

工業の振興

現状と課題

本市は、首都圏に隣接するという地理的条件、東北新幹線、東北自動車道という高速交通体系、強固な地盤などの優位性を活かし、県と連携した良好な工業用地の確保などを通じて、市内全域への積極的な企業誘致を展開してきました。その結果、12の工業団地は完売し、「工業の森・新白河」への企業誘致も順調に進み、市民一人当たりの製造品出荷額等は県の平均を大きく上回っています。

これらの企業立地による雇用の安定や経済の活性化は、市民の豊かな暮らしの創出など市全体に大きな効果をもたらします。また、地方分権社会に対応していくためには、地方都市のさらなる自立が求められており、引き続き工業の振興に力を注いでいく必要があります。

今後は、白河中央スマートインターチェンジの設置が予定されており、企業立地の優位性をより一層高めるものになることから、「新白河ビジネスパーク」をはじめとする分譲可能な工業団地などに、県や関係機関との連携を強化しながら、立地奨励金の支援制度の活用等による企業誘致を推進するとともに、魅力ある工業用地と工業用水の確保など、これまで築いてきた有利な立地条件を活かした取り組みが期待されます。

また、地元企業の経営基盤の強化のため、県や商工会議所などの関係機関と連携しながら、融資制度や経営相談の充実、人材の育成・定着、新技術・新製品開発の促進、試験研究機関等との連携や異業種交流など、産学官や企業間の連携を図るとともに、新規起業者が本市を基盤に活動できるよう、(仮称)「産業支援センター」を設置するなど、企業に対する支援体制を充実する必要があります。

取組みの方向と目指す姿

本市の恵まれた立地条件と工業団地の持つ魅力などを最大限に引き出すため、国際競争力が高く、地域への波及効果が期待される企業などをターゲットに、県や関係機関と連携しながら、戦略的な企業誘致活動を展開します。

また、商工会議所などの関係機関と連携して、企業訪問などにより企業経営の現状把握に努めながら、受発注機会の拡大や新規分野への進出などを促し、経営基盤の強化と事業規模の維持拡大を目指します。

さらに、競争力の高い産業を育成するため、産学官や企業間の連携による新規分野の開拓、地場産業を担う人材の育成・定着や付加価値の高い製品開発を推進します。

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 誘致企業数	26社 (平成18年度)	35社	平成8年度～平成24年度の延べ誘致企業数（現状値：平成8年度～平成18年度）
〔指標2〕 誘致企業の雇用従業員数	481人 (平成18年度)	650人	平成8年度～平成24年度の誘致企業の延べ雇用従業員数（現状値：平成8年度～平成18年度）

施策を実現する手段（基本事業の構成）

6-2-1 企業誘致の推進

立地奨励金の支援制度等を活用し、国際競争力が強く、地域への波及効果が期待できる企業や景気変動の影響の少ない企業の誘致を進めるとともに、既に市内に立地している企業については、本市が活動拠点となるよう、積極的に働きかけを実施します。

（主な事務事業）

- 企業訪問・現地案内活動
- 工場誘致補助（立地奨励金）事業
- 企業誘致推進協議会との連携
- 企業誘致促進協議会との連携

6-2-2 企業の育成と支援の充実

商工会議所などの関係機関との連携を図りながら、立地企業と既存企業との受発注機会の拡大など、新たな分野への事業展開による経営の拡大と合理化の推進を支援するとともに、企業間交流の拡大のため、工業系各種団体の育成に努め、新たな技術や新規事業を支援するためのネットワークを構築します。

また、企業の安定経営を支援するため、融資制度の充実を図り、積極的な利用を促進します。

さらに、事業拡大に望む企業等については、適正な土地利用を図る観点から工場適地への誘導に努めます。

（主な事務事業）

- 立地企業訪問活動
- 中小企業経営合理化資金融資事業
- 小企業無担保無保証人融資事業
- （仮称）「産業支援センター」設置・運営事業

6-2-3 工業団地の維持管理と整備

良好な工業用地や工業用水などの工業団地環境を維持していることから、引き続き効率的な維持・管理に努めます。

また、新たな工業団地の整備について、県・関係機関に働きかけます。

(主な事務事業)

■公共施設管理運営事業

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割）

<市民等の役割>

- 企業立地の優位性や地域の特性を活かした資源の活用などについて、行政と一体となってPRに努めます。
- 企業等は、産学官連携や異業種交流などの必要性についての認識を深め、企業懇談会等へ積極的に参加するなど、互いの企業発展につなげるきっかけづくりに努めます。

<市の役割>

- 起業家の育成や新規創業の促進に努めるとともに、地場製品の普及・PRを支援します。
- 産学官連携や異業種交流などによる共同研究・開発が促進される環境の整備に努めます。
- 企業に対する連携支援体制の確立を図るとともに、事業者ニーズの把握に努め、国・県等の多様な支援施策を活用しながら工業振興に取り組みます。



施策の名称

6-3

農林業の振興

現状と課題

農業は本市の基幹産業であり、恵まれた自然条件を活かして、米をはじめ、野菜、果樹、花き、肉用牛、乳用牛など様々な農畜産物が生産されています。

一方、全国的には、近年の食の安全性に対する意識の高まりを受け、地元で生産した安全・安心な農畜産物を消費する地産地消の流れが加速するとともに、多様な法人が農業に参入することが可能となるなど、農業を取り巻く環境は変化の時期を迎えています。

また、農業の担い手不足や農業従事者の高齢化などにより、農家数、農業従事者が年々減少する傾向にあり、今後、遊休農地の拡大も危惧されます。

このため、本市の農業が持続的に発展していくためには、優良農地の保全と農業の中核を担う認定農業者や集落営農組織等の意欲ある担い手の育成・確保に併せ、女性と高齢者を担い手の重要なパートナーと位置づけ、管理能力や生産技術の継承などの役割を担うことも求められています。

また、農業の持つ多面的な役割についての理解促進と安全・安心な農畜産物を提供するため、農産物直売所を中心とした生産者と消費者との交流や地産地消・ブランド化を推進するとともに、エコファーマー等による環境にやさしい農業の拡大を図る必要があります。

さらに、本市は豊かな森林資源を有していますが、森林は木材の生産基盤であるばかりでなく、水源かん養、土砂流出防止、生態系の保護、地球温暖化防止などの多面的な機能を有しています。今後も森林の持つ多面的な機能を継続的に発揮させるため、森林を適正に管理し、保全する施策を推進しながら、林業の振興に努める必要があります。

取組みの方向と目指す姿

農業が持続的に発展していくために、優良農地の保全と農業の中核を担う認定農業者や集落営農組織等の意欲ある担い手を育成・確保します。

また、農業者による安全・安心な農畜産物の生産や環境にやさしい農業の拡大、地産地消・ブランド化の推進と直売所の充実を目指します。

さらに、将来にわたり農村環境の質的向上を図るため、農業者ばかりでなく、地域との協働により地域資源を保全するとともに、林業の振興に努めます。

※認定農業者……農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営の規模拡大や合理化等を目指した農業経営の改善計画を策定し、農業の担い手として市が認定した農業者

※エコファーマー……持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律に基づき、たい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画を策定し、県知事が認定した農業者

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 農用地区域面積	6,670ha (平成17年度末)	6,500ha	農業振興地域のうち農用地区域の面積
〔指標2〕 認定農業者の数	160人 (平成18年度末)	200人	「認定農業者」に認定された農業者数
〔指標3〕 エコファーマーの数	261人 (平成18年度末)	300人	「エコファーマー」に認定された農業者数

施策を実現する手段（基本事業の構成）

6-3-1 担い手の育成・確保と農業経営の安定化

認定農業者等の担い手の育成・確保や農作業の省力化を図るとともに、消費者が求める安全・安心な農畜産物の生産を推進し、産地としてのイメージアップと環境に調和した農業の確立を目指し、農業経営の安定に努めます。

また、新たに農業への参入を希望する市民等に対して、農業技術の習得や耕作地のあっせん等必要な支援を行います。

（主な事務事業）

- 特別・有機栽培農業推進事業
- 直播栽培助成事業
- 農業経営基盤強化助成事業
- 酪農組合ヘルパー事業
- 農業活性化対策事業

6-3-2 農地の有効利用

担い手の経営規模拡大と生産性向上を図るため、農作業受委託を含む農地の集積を促進し、優良農地の確保・保全に努めるとともに、バイオマス燃料用等の資源作物の普及啓発を推進します。

（主な事務事業）

- ※
■農地流動化奨励事業
- 農地保有合理化事業
- 農業振興地域整備促進事業

※農地の流動化……農地を貸借したり売買したりすること。

6-3-3 地産地消・ブランド化の推進

消費者の農産物に対する安全・安心への関心の高まりに対応するため、生産者と消費者との交流の場である直売所をネットワーク化し、情報交換等を通じて、直売所のさらなる充実を図るとともに、学校給食等での地産地消に努めます。

また、産地としてのイメージアップを図るため、農産物ブランド化促進研究会を設置するなどして、地域特性を活かした産地化・ブランド化に努めます。

さらに、生産者と流通業との連携による戦略的な販売強化を推進します。

(主な事務事業)

- 農産物ブランド化推進事業
- 地産地消等の推進事業

6-3-4 農村環境と農業生産基盤の整備

農村環境の保全と向上のため、地域ぐるみで農業用施設の維持管理、美しい農村風景や豊かな生態系を形成する地域資源の保存活動を支援します。

また、農業生産の向上を図るため、農業生産基盤の整備を行い優良農地の確保に努めます。

(主な事務事業)

- 農業農村整備事業
- 農村環境計画策定事業
- 農地・水・環境保全向上対策事業
- 農道整備事業

6-3-5 林業の振興

森林の有する多面的機能を維持するため、効率的な森林施業と適正な管理を計画的に推進し、健全な森林資源の維持に努めます。

(主な事務事業)

- 森林病虫害等防除事業
- 森林整備地域活動支援交付金事業
- 森林環境交付金事業

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割）**<市民の役割>**

- 農地や山林の果たしている役割など、農林業に対する理解を深めるように努めます。
- 農家は、品質が高く安全な農畜産物を生産するとともに、消費者と交流するなど、農畜産物の情報の提供に努めます。
- 農業用施設である農道、用排水路の維持、農地などの保全・活用について、農業者と地域住民が一体となって取り組みます。

<市の役割>

- 生産者団体、農業協同組合などの関係機関と連携し、農地の集積・流動化、担い手の育成、遊休農地の解消を図るとともに、元気な高齢者や女性農業者、就業希望者に対する情報提供や支援に取り組みます。
- 地域の農業用資源の保全・活用のための活動を支援するなど、市内各地域の特色を活かした農業の確立を図ります。



施策の名称

6-4

観光の振興

現状と課題

観光産業は、人口減少社会の中で、交流人口を増加させ、地域経済を活性化する産業としての期待が今後ますます高くなることが予想されます。近年、観光ニーズは従来の史跡・名所を訪れる観光に加えて、「参加する」、「体験する」、「学習する」といった「体験型の観光」へと変化し、旅行の目的や旅行先での行動が多様化しています。

本市には、奥州三古関の一つである白河関跡をはじめとする歴史的・文化的遺産、四季を感じる風景、「白河ラーメン」などの食文化など個性的で魅力ある観光資源や「だるま市」など全国的に知名度の高いイベントが存在しており、より一層の活用が求められています。

今後、国道289号の甲子トンネルの開通に伴い、観光客の様々なニーズに配慮した新たな観光資源・メニューの開発や受け入れ体制の充実を図るとともに、南会津地域や栃木県那須地域の市町村との連携やPR活動の一層の充実など、点在している施設や資源を効果的に活用し、広域的な観光ルートを整備する必要があります。

また、観光交流は、経済効果ばかりではなく、市民の地域に対する誇りと愛着心を育むことが期待されることから、観光協会を中心に、観光ボランティアや関係団体との連携・協力を強化し、人情味あふれるおもてなしの心を育て、何度でも訪れてみたいと思うような魅力あるまちづくりを進めることが求められています。

さらに、本市への観光客は、滞在時間が短く、日帰り客を含めて滞在時間を長くすることが課題となっていることから、近隣の大型宿泊施設等と連携し、観光誘客を図るとともに、総合物産販売施設の設置等により、農業や商工業などの関係団体とも幅広く連携を図りながら、観光物産の振興を図る必要があります。

取組みの方向と目指す姿

観光による交流人口を増やし、地域経済の活性化を促進するため、観光交流の推進体制の強化を図り、魅力ある観光資源の発掘や活用とともに、歴史・文化など地域の特性を活かした「体験型の観光」を提案し、観光誘客を促進します。

また、市内各地域の観光資源を近隣地域と共有することを通じて、広域的な観光ルートを整備し、観光誘客を促進するとともに、観光客が気軽に立ち寄れる案内所的休憩施設の設置を推進し、観光客が快適にまちなかを回遊できるよう取組みを進めます。

さらに、本市の持つ観光資源の特性を活かすために、観光ボランティア等の活発な活動が必要となることから、組織の充実と強化を図ります。

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 観光入込客数	約100万人 (平成18年度)	120万人	市内主要観光施設における年間入込客数
〔指標2〕 観光協会ホームページへのアクセス件数	185件/日 (平成18年度)	500件/日	白河観光協会ホームページへの1日当たりのアクセス件数
〔指標3〕 観光案内ボランティアのガイド回数	1,100回 (平成18年度)	1,300回	観光案内ボランティアのガイドの年間の延べ回数

施策を実現する手段（基本事業の構成）

6-4-1 観光資源の充実

市内各観光施設へのスムーズな誘導と回遊の促進を図るため、観光誘導看板の整備に努めるとともに、観光施設案内看板の充実を図ります。

また、「体験型の観光」の拠点施設とするため、白河関の森公園の施設機能を見直します。

さらに、関係機関との連携・協力のもと、観光資源の有効活用を図り、快適にまちなかを回遊できるようにするための休憩施設の設置を推進します。

（主な事務事業）

- 観光施設維持管理事業
- 観光誘導看板及び観光施設案内看板整備事業
- 白河関の森公園の機能の見直し
- まちなか休憩所設置事業

6-4-2 観光資源の活用

近隣市町村と連携した観光ルートの整備などにより、市内外の観光資源・施設を有機的に結びつけ、広域的な観光誘客の促進に努めます。

また、既存の観光施設、観光資源について、新たな観光資源として活用できるよう、「体験型の観光」への対応を検討します。

さらに、魅力ある観光パンフレットの作成やホームページの運営に努めるなど、様々な機会を通じて、本市の情報発信に努めます。

（主な事務事業）

- 観光PR推進事業
- 観光イベント事業
- パンフレット・ガイドブック作成事業

6-4-3 関連団体との連携・強化

観光協会や新白河広域観光連盟はもとより、近隣市町村、関係団体と連携を強化し、地域の特性を活かした観光誘客の促進に努めます。

また、観光客に対する接遇の向上を図るため、接遇研修会等を開催するほか、各地域の観光イベント等の継続開催や各種活動の中心的役割を担う組織と人材育成を支援します。

(主な事務事業)

- 観光諸団体育成強化事業
- 観光協会との連携
- 新白河広域観光連盟との連携
- 接遇研修会等の開催

6-4-4 観光物産の振興

「白河だるま」、「白河そば」、「白河ラーメン」、「和菓子」、「水」など、本市の地場産品をPRし、販売の促進に努めるとともに、農業や商工業などの関係団体と連携した総合物産販売施設の設置等について検討します。

(主な事務事業)

- 観光物産PR（首都圏等イベントへの出展）事業

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割）

<市民の役割>

- 観光イベントや観光ボランティアに参画し、観光で訪れた方に「おもてなしの心」を持って接するとともに、観光資源のPRに努めます。
- 観光資源や施設を地域の宝として捉えて、これらの維持・保全活動に参加し、次世代へと引き継いでいきます。

<市の役割>

- 快適なまちなか回遊のための休憩施設を商店会など民間の理解と協力により、設置の推進に努めます。
- 周辺市町村、県、国等との幅広い連携により、民間の観光事業への取組みの支援はもとより、各種施策の推進に努めます。

施策の名称

6-5

雇用環境・勤労者福祉の充実

現状と課題

我が国の社会経済情勢は、全体的には回復に向かっていますが、地方においては未だに回復の遅れがみられる業種もあり、雇用情勢においてもばらつきがある状況にあります。

また、人口構造の変化に伴う労働力人口の減少が予測されるだけでなく、ニートやフリーターなど定職につかない若者が増加するなど、若年労働者の減少が懸念され、活力ある地域社会を維持し、発展させていくためには、工業技術革新や高度情報化社会に対応した人材の育成・定着をはじめ、就業に向けた教育や就業機会の確保が重要な課題となります。

さらに、団塊世代の退職や女性の社会進出に伴って、働く意欲のある高年齢者の豊かな経験や技能の活用、女性が職業能力を十分に発揮できる働きやすく、働き続けられる環境づくりが求められています。

今後は、雇用の安定確保を図るため、関係機関との連携のもと、就業相談体制の充実や就労情報の提供などにより、雇用対策の充実に努めるとともに、勤労者が健康でゆとりある生活ができるよう、就労環境の向上や余暇活動の充実など、勤労者福祉の充実を図る必要があります。

取組みの方向と目指す姿

働く人の個性や能力が活かされる雇用の場の確保のため、関係機関と連携を図りながら、職業相談や支援体制の充実に努めるとともに、勤労者の福利厚生活動を支援するなど、若者、高齢者、障がい者、女性など誰もがいきいきと安心して働くことができる環境づくりを目指します。

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 従業者数	29,793人 (平成18年度)	29,800人	事業所・企業統計調査による市内に所在する事業所の従業者数

施策を実現する手段（基本事業の構成）

6-5-1 雇用対策の推進

求職者に適切な就労情報の提供を行うとともに、ハローワーク白河と連携を図りながら、若者、高齢者、障がい者、女性等の雇用の促進対策も含め、就業環境づくりの啓発に努めます。

また、企業・事業所に対し、市内居住者の雇用や子育て世代の就労に対する配慮を要請します。

さらに、高齢者の雇用機会を確保するため、白河・西郷広域シルバー人材センターの支援に取り組みます。

（主な事務事業）

- 広域シルバー人材センター事業

6-5-2 就労環境の整備

勤労者が実務に活かせる職業訓練のための講座を開催するとともに、自己啓発や余暇活動を支援します。

また、工業技術革新や高度情報化社会に対応できる高度な技能と技術を有する人材の育成のため、職業能力開発施設等の設置要望を関係機関に働きかけます。

（主な事務事業）

- 白河地域職業訓練センター事業（パソコン講座等の開催）

6-5-3 勤労者福祉の充実

中小企業の勤労者の福利厚生の上昇を図るための支援に努めます。

また、労働条件の改善と企業への定着率を高めるため、勤労者融資のための原資の預託に取り組みます。

（主な事務事業）

- 労働者福祉対策事業（勤労者融資資金預託等）

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割）

<市民等の役割>

- 事業者は、男女共同参画社会やライフスタイルに応じた多様な就業形態の充実に努めます。
- 事業者は、労働災害の防止対策、育児休業や介護休暇などの制度を整備し、安全な職場の確保と福利厚生の上昇に取り組みます。

<市の役割>

- ハローワーク白河などの関係機関と連携し、就労情報提供や職業相談、能力向上の支援事業に取り組み、雇用機会の拡充に努めます。
- 障がい者の雇用や働きながら子育てできる環境づくりについて、企業に働きかけます。